

第1章 総 則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人 NPO サポートはこだてと称する。

第2条 (目的)

この法人は、道南に暮らす人々のまちづくり意識の醸成と民間非営利活動の振興を図るため、情報の発信、活動の支援、交流・連携の促進、学習機会の提供等を行うことにより、豊かな市民社会の実現に寄与することを目的とする。

第3条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子供の健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第4条 (事業)

この法人は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 民間非営利活動等に関する情報の収集及び発信事業
 - ② 民間非営利活動等に関する調査研究・提言事業
 - ③ 民間非営利活動等への支援事業
 - ④ 民間非営利活動等に関する相談業務
 - ⑤ 市民・民間非営利活動団体・行政等の相互交流や連携促進に関わる事業
 - ⑥ 民間非営利活動等に関する人材育成事業
 - ⑦ 民間非営利活動等に関する各種講座・フォーラム等の開催事業
 - ⑧ 民間非営利活動等への啓蒙に関する事業
 - ⑨ 総合学習及び生涯学習等への支援事業
 - ⑩ 安全安心なまちづくりの促進事業

- ⑪ 前各号の事業に係る各種団体及び個人の連携・調整、活動場所の提供に関する事業
- ⑫ 前各号の事業に付帯する事業

(2) その他の事業

- ① 物品等の斡旋及び販売に関する事業
- ② 役務の提供に関する事業
- ③ 会員相互の交流に関する事業
- ④ 出版に関する事業

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、利益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第5条（事務所）

この法人は、事務所を函館市におく。

第2章 会員

第6条（会員の種類）

この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人、法人及び任意の団体。
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動に参加する個人。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人、法人及び任意の団体。

第7条（入会）

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申し込み書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

第8条（入会金及び会費）

会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めた者については、この限りではない。

- 2 入会金及び会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

第9条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

第10条 (退会)

この法人を、退会しようとするものは、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

第11条 (除名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条 (抛出金品の不返還)

会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

第13条 (種別及び定数)

この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 3名以上10名以内。
- (2) 監事 1名以上2名以内。
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 理事のうち、副理事長を5名以内おくことができる。
- 4 常務理事を若干名おくことができる。

第14条 (選任等)

役員は、総会において選出する。選出の方法は、総会の議決を経て別に定める。

- 2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条 (職務)

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長及び常務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行す

る。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決に基づき解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第19条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第20条（事務局及び職員）

この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員をおく。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 総会

第21条（種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

2 団体正会員にあっては、その代表者または委任を受けた者とする。

第23条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- （1）定款の変更
- （2）解散
- （3）合併
- （4）事業計画及びその変更
- （5）事業報告及び決算
- （6）役員を選任又は解任、職務及び報酬
- （7）入会金及び会費の額
- （8）その他運営に関する重要事項

第24条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- （1）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- （2）正会員総数の5分の1以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき。
- （3）第18条第4号の規定により、監事から書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき。

第25条（招集）

総会は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第27条（定足数）

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条（議決）

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 総会の目的である事項について正会員及び理事が提案した場合において、正会員全員が書面または電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会議の決議があったものとみなす。

第29条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールをもって表決し、又は他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席した者とみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第30条（議事録）

総会を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び会議に出席した正会員の数（書面又は電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした正会員の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った正会員の氏名

第5章 理事会

第31条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第32条（権能）

理事会は、この定款で定める者のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その他事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな業務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第34条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第35条（議長）

理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した理事がこれに当たる。

第36条（議決）

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

- 3 理事会の目的である事項について役員が提案した場合において、理事全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会議の決議があったものとみなす。

第37条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項および次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

第38条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによる表決者及び表決委任者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした役員の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

第6章 資産及び会計

第39条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

第40条 (資産の区分)

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

第41条 (資産の管理)

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第42条 (会計の原則)

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条 (会計の区分)

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

第44条 (事業計画)

この法人の事業計画は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第45条 (事業報告及び決算)

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第46条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第47条 (臨機の措置)

借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

第48条 (定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称

- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

第49条（解散）

この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾をとらなければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第50条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会で議決した者に譲渡する。

第51条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 広告の方法

第52条（公告）

この法人の公告は、この法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 雑則

第53条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

(附則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	奥平忠志
副理事長	山内一男
副理事長	池田晴男
副理事長	二本柳慶一
理事	丸藤競
監事	根本直樹
- 3 設立当初の事務局長は丸藤競とする。
- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年5月末日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の事業年度は第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 7 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 個人正会員	入会金	0円	年会費	3,000円
② 団体正会員	入会金	0円	年会費	3,000円
③ 活動会員	入会金	0円	年会費	2,000円
④ 個人賛助会員	入会金	0円	年会費	2,000円(1口)
⑤ 団体賛助会員	入会金	0円	年会費	2,000円(1口)

(附則)

- 1 この定款は、平成27年8月6日から改正施行する。
- 2 この定款は、平成29年5月30日から改正施行する。